㈡　養子縁組が成立し、養子縁組のあっせんが終了した養親からの寄附金又は会費についても、請求し、又は受け取る金品が任意のものであることが確実に担保されるよう、次の事項を遵守すること。

イ　養子縁組の成立後、少なくとも六月は、養親から寄附金又は会費を受け取ってはならないこと。

ロ　養子縁組の成立後の養親及び児童に対する相談援助や、成長した児童に対する相談援助の実施の条件として寄附金又は会費を受け取ってはならないこと。

ハ　養子縁組の成立後の養親が、二人目以降の養子縁組のあっせんを希望する場合は、当該養親から寄附金又は会費を受け取ってはならないこと。

三　養子縁組に至らなかった養親希望者からの金品の授受

養子縁組に至らなかった養親希望者から金品を受け取る場合の取扱いは、養親希望者から金品を受け取る場合と同様の取扱いである。

第七　業務の適正な運営のための体制等

一　業務体制

㈠　人員体制

養子縁組あっせん事業は、単に養親希望者へ児童をあっせんすることにとどまらず、児童の父母等に対する相談援助、児童や養親希望者に対する家庭調査、養子縁組の成立により新たに親子となった者に対する相談援助、成長した児童に対する養子縁組のあっせん後の相談援助等を行わなければならないものである。

こうした養子縁組あっせん事業を適切に実施するため、社会福祉士、児童福祉法に定める児童福祉司となる資格を有する者、医師、保健師、助産師又は看護師である相談員を二名以上配置しなければならない。

なお、そのうち一名は社会福祉士を配置するよう努めなければならない。

㈡　関係機関との連携

児童の最善の利益を図る観点から、法第四条の規定に基づき、民間あっせん機関は、養子縁組のあっせんについて、他の民間あっせん機関や児童相談所と連携及び協力するよう努めなければならない。

また、民間あっせん機関は、法第三十二条及び第四十一条の規定に基づき、都道府県知事等に対して、養子縁組のあっせんの状況について報告しなければならないこととされているが、同条の規定に基づく報告のほか、問題が生じた際に速やかに対応できるよう、児童の父母等、養親希望者又は児童の支援を行うに当たり、児童相談所、福祉事務所等の関係機関と必要な連携を図らなければならない。

㈢　業務方法書の作成及び公表

民間あっせん機関は、養子縁組あっせん事業の実施に当たり、法第六条第三項第二号に規定する養子縁組あっせん事業の実施方法を記載した書類（以下この㈢において「業務方法書」という。）を作成し、公表するとともに、これに基づき事業を行わなければならない。

また、業務方法書に変更があった場合は、速やかに都道府県知事等に当該変更点について報告しなければならない。

二　文書管理

出自を知る権利を担保するため、養子となった者が、将来、自らが養子となった経緯等について知ることができるよう、民間あっせん機関は、法第十八条に規定する帳簿を永年で保管しなければならない。

また、法第三十九条第一項及び第二項の規定に基づく報告及び検査を実施する際に必要な書類として、個別の養子縁組のあっせんに係る契約書や養親希望者等に対する手数料の請求書、手数料の明細が記載された文書、実際に要した費用の積算の根拠となる領収書その他当該養子縁組のあっせんが適正に行われたことを証明する書類を、当該養子縁組のあっせん終了後少なくとも五年間は保管しなければならない。

三　業務の質に対する評価等

法第二十一条第一項の規定に基づき、民間あっせん機関は、業務の質について自ら評価を行うこととされており、事業の透明性を確保する観点からその結果について公表するとともに、同項の規定に基づき受けることとされている外部の評価機関による評価の結果も踏まえて、自らの事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に努めなければならない。

また、社会福祉法第三条において、福祉サービスは利用者が心身ともに健やかに育成されるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならないとされており、サービスの質の向上に向けた不断の努力が求められるものである。

○厚生労働省告示第三百四十二号

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成二十九年厚生労働省令第百二十五号）第十二条の規定に基づき、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第十二条の厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成二十九年十一月二十七日　厚生労働大臣　加藤　勝信

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第十二条の厚生労働大臣が定める基準

1　養親希望者研修（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成二十九年厚生労働省令第百二十五号）第十二条に規定する養親希望者研修をいう。）は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第二条第五号の民間あっせん機関又は民間あっせん機関からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の各号の要件を満たす課程により行うものとする。

一　次に掲げる全ての科目について実施するものであること。

イ　児童福祉論（講義）
ロ　養護原理（講義）
ハ　養育論（講義）
ニ　発達心理学（講義）
ホ　小児医学（講義）
ヘ　養育技術（講義）
ト　養育演習（講義・演習）
チ　養育実習（実習）

二　講義、演習及び実習の方法により行うものであること。

2　前項の規定にかかわらず、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の三十四に規定する養育里親研修、同令第一条の三十七第二号に規定する専門里親研修又は同令第一条の三十八に規定する養子縁組里親研修を修了した者に対しては、相当と認められる範囲で、前項第一号に掲げる科目の一部を免除することができる。